

なくす会ニュースレター

330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel 048-844-8972

Fax 048-829-7444

nakusukai_01@saitama-k.com



第 23 回通常総会 報告



6 月 16 日（火）、埼玉会館 3C 会議室にて第 23 回通常総会を開催しました。表決権総数 113 個中、95 個（実出席 26、書面 63、委任 6）が出席しました。総会の様子はオンラインで配信し、書面議決を行使した正会員や賛助会員らが視聴参加しました。

主催者を代表して池本誠司理事長より「なくす会の活動は全国的にも評価される目覚ましい活動を続けてきている。検討委員会では、差止請求、被害回復ともに精力的に検討を進めている。被害回復では、現在進めている訴訟を経て、制度そのものの問題提起が必要という課題が見えた。活動委員会は、消費者目線で活発な活動を行っている。埼玉県から委託をうけ、消費者行政と適格消費者団体が一緒になって高齢者の見守りネットワーク等を推進しているのは、全国的にも誇らしいと言える。これまでの活動を振り返り、今後の活動をさらに盛り上げていくために議論していきたいと思う」とあいさつがありました。



池本理事長

その後、黄川田仁志（きかわだ ひとし）消費者及び食品安全担当大臣からお寄せいただいた、なくす会のさまざまな活動に対する感謝と励ましのビデオメッセージを上映しました。続いて、ご来賓としてお越しいただいた埼玉県県民生活部消費生活課課長 築地良和様からは「昨年なくす会の交付金継続に関する要望活動のおかげで、新たな枠組みでの交付金制度の充実が図られた。市町村で積極的に活用してもらえよう県として支援する。県内相談件数は 20 年ぶりに 6 万件を超える状況にあり、県は事業者指導の強化に取り組んでいる。見守りネットワークの拡大を促進し、引き続きなくす会と連携して安全な地域社会の構築に取り組んでいきたい」とごあいさつをいただきました。



黄川田大臣

吉川尚彦専務理事より第 1 号議案「2025 度事業報告、活動決算」、第 2 号議案「役員選任の件」が提案され、すべての議案が承認可決されました。



築地消費生活課課長

総会閉会後に開催された第 1 回理事会にて、理事長に池本誠司さん、副理事長に長田淳さん、専務理事に吉川尚彦さんが互選されました。



今まで
ありがとう
ございました！

本総会をもって、久喜市くらしの会の宮内さん、越谷市消費生活研究会の中村さんの両名が理事を退任されました。

適格消費者団体として活動してきた約 20 年の間、理事として携わっていただきましたことに、心より感謝申し上げます。

2025 年度活動委員会および検討委員会報告

● 2025年度活動委員会活動概要（※一般消費者で構成された委員会）

広告表示改善要望活動:消費者目線で自主的に広告などの調査、要望活動を実施。機能性表示食品を販売する事業者および過払い金返金を謳う司法書士法人に対し「広告表示改善要望書」を送付。



内部学習会:過払い金返金のしくみを学ぶため、司法書士を講師に内部学習会を開催。埼玉司法書士会などにあて、過払い金返金に関する解説および注意喚起掲載に関する文書を送付。

消費者被害アンケート・めやすばこ:「スマホによる消費者トラブル」を実施、まとめから見えてきた注意喚起をホームページに記載。



● 2025年度検討委員会の活動は、ニュースレター4ページの被害回復 差止請求をお読みください

総会記念講演

地方消費者行政強化交付金の概要と活用～新たな制度を活用した見守り強化～



総会終了後、講師に消費者庁地方協力課の赤井久宣課長を迎え、総会記念講演を行い、行政職員や消費者団体等を中心に、会場 52 人オンライン 35 人計 87 人が参加しました。相談員の人材確保と体制強化、見守りネットワークの拡充に向けた、新しい交付金の活用の重要性などについてお話いただきました。講演の後半では、池本理事長が交付金等に関する質疑をおこなう形式をとり、理解を深めました。

消費者力アップ 学習会

住まいの終活で後悔しないための注意点 ～リースバックとリバースモーゲージの違いとは～

2026年7月13日（月）、埼玉会館3C 会議室において佐藤徳典弁護士を講師に迎え、消費者力アップ学習会を開催、会場23人オンライン40人計 63 人が参加しました。



■ 仕組みの比較

	リースバック	リバースモーゲージ
家の所有権	業者に移る 	自分のまま
お金の性質	売却代金（一括） 	借入・融資
毎月の支払い	家賃 	利息のみ
返済義務	なし（家賃のみ） 	あり（死後に元金精算）
長生きすると…	家賃が積み上がる 	借金が膨らむ



「どっちも、よさそう…」 —でも、ちょっと待ってください。



「リースバック」は家を売って、そのまま借りて住むこと。

家を売却した代金は手に入りますが、所有権は業者に移り、毎月業者に家賃を払い続けます。

注意点は①売却価格が市場価格の 5～7 割と低くなりやすい。

②賃料が高く設定される傾向があり、支払った賃料総額が売却額を上回るケースもある。

③安定して住み続けられるとは限らない（契約は 2 年更新が大半で、更新できずに退去を求められることもある）。
最悪の場合は、家賃を払えず住む場所を失うかも。

ポイント

「住み続けられる」の言葉だけで安心しないで、契約書の内容や家賃の上がり方などを確認し、必要に応じて専門家へ相談しましょう！

リースバックの利点を得られるのは、売れにくい不動産で、最後は自宅で迎えたいと考え、処分を子どもにさせたくないなど活用はごく限定的。

「リバースモーゲージ」は家を担保にお金を借りること。

所有権は自分のままで、金融機関から資金を借り、毎月利息だけ支払い、亡くなった際に元金を家の売却で清算します。

注意点は①毎月払うのは利息のみ。元金は一切減らない。

②利用できる年齢に上限（多くは 80～84 歳）があり、高齢になるほど審査が通りにくなる。

③用途は住宅のリフォームなどに限定され、生活資金への利用は不可の商品もある。

ポイント

介護リフォームである程度まとまったお金が必要など、使う金額と目的がはっきりしている場合には有効な手段の一つです。

商品によって利用できる用途が異なるため、申込前に必ず確認しましょう。また、リコース型とノンリコース型があり、商品によっては残債のリスクもあります。契約前に税理士などに確認しておくことが大切です。

「住み続けてお金を得る」ことを目的にするのではなく、**自分の家と資産を守りながら、安心して暮らすためにはどうすれば良いかを考えることが出発点です。**リースバックもリバースモーゲージも、一歩間違えればトラブルの火種になってしまいます。契約する場合には、契約前に家族と相談し、専門家に確認しながら、納得のいく選択をしてください。



★ 今日、一番大切なこと ★

「住み続けながらお金になる」その言葉だけで契約しない。



【参加者のアンケートより】一部抜粋

- いつまでも住み続けられるとの良い話にはリスクがあることがわかり、「本当のところ」を知る事ができた。
- テレビCMなどをみて、そんなに都合の良い話があるのかなと思っていたが、やっぱりなんだと思った。何をするにしても、よく検討して家族とも話し合って行動したい。
- 問題を自己で完結するのではなく、子どもに負担をかけたくないのであれば、関係各所に相談、援助を求める方が結果として良いと思った。
- とてもお得な制度だと思っていたので、からくりやデメリットがあることがわかってよかった。
- リースバック、リバースモーゲージの仕組みは知っていたが、メリットの部分ばかり強調されていると感じていた。今回デメリットの部分がわかり参考になった。慎重に検討することが大切だと理解した。

被害回復

ライフティ(株)に対する被害回復訴訟控訴審判決を受け、上告しました

共通義務確認訴訟(第1段階の訴訟)における控訴審において、2026年6月17日、東京高等裁判所は、当会が主張した契約書面の記載の違法・無効を前提とするクーリング・オフ及び不実告知取消しのいずれも認めず、控訴を棄却しました。

東京高等裁判所判決を不服として、2026年6月30日、最高裁判所に対して上告及び上告受理申立てを行いました。

なお、ライフティ(株)は、なくす会の訴訟係属中は、通知書を送っている消費者への請求を留保すると表明しています。新たに、ライフティ(株)から請求を再開された場合は、消費生活センターへご相談ください。



※ 2025年度は、特定適格消費者団体として、上記のほか問合せを11事業者に対し15件行ないました

差止請求

訴訟や申入れ活動を行っている事案(2026年7月15日現在)

事業者	概要
Agoda Company Ptd.ltd.	(オンライントラベル事業者)【差止請求訴訟継続】 利用規約にある「一切責任を負わない」といった不当な免責条項などの使用停止や修正を求め、訴訟を継続しています。第6回期日が6月5日(金)に行われました。第7回期日が7月16日(木)に行われる予定です。
RISU Japan(株)	(通信教育事業者)【差止請求(41条書面)】 「RISU 算数」の利用規約やサイト上の一部表記の修正を求めており、事業者側からは今後改定するとの回答があり、回答内容について検討しています。
デジタルデータソリューション(株)	(データ復旧事業者)【差止請求(41条書面)】 サイト上の「復旧率最高値 95.2%」という表示の修正などを求めており、修正するとの回答を受け、不明な点について問合せを行っています。
エンターテイメント(株)	(チケット仲介サイト事業者)【差止請求(41条書面)】 チケットが利用できなかった際の賠償額を、商品代金額に相当する金額を上限とするとの規約の修正を求めており、修正するとの内容を受け、規約の修正状況を確認、不明な点について問合せを行っています。

なくす会では、訴訟、差止請求、申入れを行った場合は、ホームページに公表しています。

※ 2025年度は、上記の他、申入れを11事業者に対し延べ14件行い、問合せを18事業者に対し30件行ないました。事業者への問合せ・申入れを通して表示や契約条項の改善を確認、12件の取り扱いを終了しました。



トラブルに遭遇してしまったら、消費生活支援センター市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を!

◆埼玉県消費生活支援センター(彩の国くらしプラザ内) TEL048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン TEL188(いやや!)(お住まいの市町村相談窓口につながります)

